南条玄蕃について(2) — 後北条氏の政策の一つの表われ— 石 渡隆 之*

On Nanjō Genba (II)

-One of Go-Hojo's Policies, in 16th Century-

Takayuki ISHIWATA

次に**南条因幡守について**であるが,系図にも記されているように,彼が北条美濃守氏規の家老と なり,館林城代となっている点に注意したい。

北条氏規は伊豆韮山の城主であるとともに相模国三崎城主,上野国館林城主をも兼ねていた。そ して常には韮山にいたので,三崎には山中上野介,館林には南条因幡守を置いて留守せしめていた わけである。ところが,これら城代クラスには互いに配置換えが行なわれたらしく,南条因幡守が 三浦郡の行政にタッチしていた証拠がある。すなわち,弘治元(1555)年2月,永禄10(67)年3 月,天正元(73)年2月に,それぞれ佐竹の豪族長嶋氏に宛てた文書に,すべて南条因幡守奉行の 旨が書かれている。おそらくこれらは,南条因幡守が三崎城代として,三浦の行政を処理した文書 と思うのである。山中上野介が三浦郡に関係しているのが天正11(83)年7月⁽¹³⁾であるから,天正 元年から同11年までの間のいつの年かに三崎城代は南条氏から山中氏に移ったものと思われる。

以上のように, 南条氏は, 右京亮が寄親として寄子を組み込むことにより, 因幡守が三崎城代と なることによって, いずれも三浦の地に勢力を植えつける機会をつかんでいる。そしてこのことは, 両人が北条家臣団中の重臣であったことと相まって, 南条玄蕃の動向に重要な影響を与えたものと 思われる。

さてその南条玄蕃についてであるが,実は彼の系譜上の位置は明らかではない。小田原編年録には

闬	条平氏	1
宗	俊—	民部少 法名一行 氏政二仕
一隆	秀	法名一雲 式部少 相人 氏政へ仕:
一隆	政	十兵衛 相州人 台德院殿エ
—降		権三郎家

の系譜⁽¹⁴⁾があり,集註役帳に南条玄蕃の注として用いられているが,南条玄蕃とは「宗俊」なのか 「隆秀」なのか,はっきりしない。またこの系譜自体,前述の南条氏の諸系譜とどのように接続さ せるのか必ずしも明らかでない。したがって,以上に述べた南条氏と南条玄蕃とは同族であろうと いう推定は,目下のところ断定する段階にはないが,あえて異族とする積極的根拠のない限り,地 域的,時間的同一性等から,一般的には同族または同族を擬制するものと考えてよかろう。

(13) 「相州文書」, また岩崎氏前掲論文参照

* 横須賀市池上町 3848

1

⁽¹⁴⁾ この系譜には若干の誤脱があるようであるが、これを寛政重脩諸家譜によって補うと、隆政の「台徳院殿エ」は「台徳院殿に拝謁」その弟「隆 権三郎家」はおそらく寛政系譜に隆政の長男として記載されている「隆次 商条権三郎隆篤が祖」に相当するものと思う。なお、太田亮氏は隆政の父の「隆秀」をも「隆政」としているが、これは明らかに印刷上の誤りであろう。

その南条玄蕃に関する記録を、年代順にあげれば次のとおりである。

まず天文 21 (1552) 年後間もなくのころとしては、「小田原旧記」⁽¹⁵⁾ に、「御籏本備四拾八番将衆」 中のいろは順に書かれたうち「一う 南条玄蕃助」があげられ、彼が北条家臣団中の中堅武将クラ スであることを示してくれる。

次に、その旗本としての南条玄蕃が具体的任務に服した記録として「鎌倉公方御社参次第」がある⁽¹⁶⁾。これは、鎌倉公方の、永禄元(1958)年4月4日鶴ケ岡八幡宮への発向から、同月15日小田原城に入るまでの次第や覚えを21か条にわたって記録したものであるが、その第5条、第6条、 第8条の3か所に南条玄蕃の名がみえるのである。念のためこれを写せば次のとおりである。 ((新年))

 一 公方様之御は満おりの次第四月八日未時ゆいのはま黒木之御所作御上らう衆ハ御かち二十人 御こし三丁一丁公方様一丁は御ミたい一丁ハ御つぼね御供の侍衆佐々木殿梶原殿一色殿遠山丹 波守殿南条玄蕃殿山中彦十郎殿余田殿遠山隼人佐殿旁、為始各千余人

四月十日午時社参之次第ひき幕より道徒ゑ数七百六十間赤はしまて徒ちかためあいむかうて
二間に一人つゝ是は山中彦十郎殿南条玄蕃殿両人志ての御奉行
(第8条)

一 おきいしの道に八幡宮ニ向て幕をひき其内に各ゑ具足如前南条玄蕃殿

第5条では、「御供の侍衆」は各千余人もいるのにその中でわずか8人の名が掲げられているにす ぎず、南条玄蕃はその1人であること、第6条では、山中彦十郎と南条玄蕃が奉行をつとめている こと、第8条では南条玄蕃が段葛(置石)において儀杖、警固に当たっていることがみられる。

ところで,この記録に表われた人々のうち,南条玄蕃との比較の必要上,次の3人についてだけ 簡単に触れておきたい。

まず,南条玄蕃とコンビを組んだ山中彦十郎は三崎の領主⁽¹⁷⁾であり,先に述べた三崎城代山中上 野介と何らかの関係があろう。また三浦郡には山中寄子を肩書に持つ多くの領主が存在する⁽¹⁸⁾が, その寄親たる山中氏とも関係があろうと思われる。

次に遠山丹波守は江戸の領主⁽¹⁹⁾として北条氏から最も重んぜられた家臣の1人であることは周知のことであるが、それが梶原殿(おそらく備前守)と肩を並べているのは、弘治2(1556)年三崎防禦の際、彼らの名が並んで書かれている⁽²⁰⁾のを思い合わせると、はなはだ興味あることといえよう。

さらに、御供の侍衆のトップに書かれた佐々木殿は、おそらく関東管領の御所奉行人8人⁽²¹⁾中の 筆頭者たる佐々木氏と関係があろう。そういえば佐々木氏以下御供の侍衆として掲げられた者が8 人であるのも、北条氏が彼らを「御所奉行」に擬したからであろうと思われる。つまり、北条家臣 団を主軸として御所奉行を構成したものと考えられるのであるが、その際、経験豊かな佐々木氏を その筆頭にすえて、社参の式の完べきを期したのであろう。

ともあれ,このような重要な,晴れの職務に従事するそうそうたる各氏の一員として名を列ねて いる南条玄蕃であってみれば,彼が北条氏中の中堅的実力者とでもいうべき位置を占めていたもの であったということがわかると思う。

第三に永禄2(1559)年の北条役帳には、彼は和田の領主として記録される。すなわち、

(16) 同文献の利用について種々ご便宜を賜った国学院大学坂本太郎教授,内容上の解釈等についてご教示を えた法政大学丸山忠綱教授に深甚の謝意を表する。

(17) 北条役帳

(18) 同上

- (20) 小田原記 三浦軍之事の条
- (21) 日本歴史大辞典

⁽¹⁵⁾ 小田原旧記の発見者たる下山照夫氏の解説によれば、同書の成立は天文21年後間もなくのころという。 なお、同書の借覧について横須賀市図書館からのご便宜を得、また市教育委員会の菊池武氏から多大のご 教示を得た。記して謝意を表する。

⁽¹⁹⁾ 同 上

一 南条玄蕃助

七拾三貫三百八十文 ^{三浦}和田開分

内六十貫文 御蔵出

和田開分というのは和田の新開地と思われ,そうとすれば生産性も高くないはずである。事実, 和田開分 73 貫文余のうち大部分の 60 貫文は御蔵出であることがこれを示している。ところが実は 南条玄蕃はこのほかにかつては和田の本領を有していたのであり,これを狩野大膳亮に売り渡して いるのである。それは次の役帳の記載によって明らかである。

一 狩野大膳亮

(中略) 買得

· _{三浦} 四拾壱貫文 和田 元南条玄蕃知行

南条玄蕃がどんな理由で和田の本領を売り渡したのかについての史料はない。所領を手離すとい うことはよくよくの深い事情があったと思われるが、それにしても領主としての適格性を欠いてい たということだけはいえそうである。ただそれにもかかわらず、和田開分を保持し、佐竹に介入す るだけの力を持っていたのは、南条右京亮や因幡守という強力なバックアップがあったためではあ るまいか。

ところで,南条玄蕃が**公郷佐竹の年貢未進問題に介入**したことはまぎれもない事実であるが,そ れはどのような形態のもとになされたのであろうか。

彼が公郷佐竹の領主となったという記録はないし,和田の領主という資格としてでは説明はつき にくい。

そこで考えられるのは、彼が北条氏の代官としてならば、この地に介入できるはずである、とい うことである。もしそうとすれば、その前提としてこの地に北条氏の直轄地(御料所)がなければ ならない。御料所の行政は代官をして行なわせるというのが常態だからである。そして、たしかに ここにわずかではあるが、御料所の存在することは、永禄6年の「公郷寺方定納配分」⁽²²⁾書に、「佐 竹足永島分」と並んで「四貫六百六文 御料所方」、「佐竹之足幷御料所=懸ル諸役等をハ可勤之者 也」とあることによって明らかである。南条玄蕃がこの御料所の代官として、公郷佐竹の事件に介 入したと解すれば、前後の関係は矛盾なく説明できると思う。

しかし次に、ではなぜこの代官に玄蕃以外の者がならないで、玄蕃がなったのであろうか。まず、 御料所の代官任命には、三崎城代たる南条因幡守の発言力が作用する余地が大いにあったと思われ ること、そしてその強力なバックアップのもとに南条玄蕃が登場したものと考える。実はこのよう な代官の存在はひとり公郷佐竹だけにあったのではなく、それ以前にすでにその存在を推測させる ものが役帳の中にある。先に寄子のところで述べた「林御代官所内」という記録がこれである。す なわちこの記録は永禄2年より前に林の全部か一部は御料所であったことを意味する。この林の代 官が伊東与九郎であるか否かは速断できないが、いずれにしても何らかの意味で三崎城代たる南条 因幡守と指揮系統上の関係があったろう。

ところが奇怪なことに、この御料所の一部はいつのころからか伊東与九郎を領主とする知行地と 化している。伊東与九郎の前身が代官であってそのまま領主に横すべりしたものか、それとも代官 とは別に新たに伊東与九郎が領主となったものか、そのいずれであるかは明らかでないが、注目す べきことは彼が南条寄子であるという点である。

三崎城代たる南条因幡守が指揮系統上その管理下にある代官を介し,また南条右京亮が領主の伊 東与九郎という寄子を介して,ともに林という接点において交叉するということは単なる偶然とは 思えないものがある。思うに両南条氏が南条一族という共通の利益のために林の地に勢力を扶植し

(22) 相州文書, 岩崎氏前掲論文参照

ようとしたのではあるまいか。これについては、寄子給の対象としての南条寄子は6人であるにも かかわらず、事実は7人の寄子がおり、はみ出した1人が伊東与九郎であると推定されること、「林 御代官所内」という表現が領主の知行地としては異例であること、の二点からの推測が可能である。

南条寄子6人は、南条氏が寄子給を受けることのできる寄子、ひらたくいえば公認された寄子と でもいうのに対し、はみ出した1人はいわば南条氏の私的な寄子とでもいうべき性質のものであっ たと思われる。換言すれば、この1人の寄子については北条氏は必ずしもその意に沿わないものが あったにちがいない。さらにいえば、それにもかかわらず南条氏は既成事実を強引に押しきって南 条寄子を1人余分に置いたものと思われる。ところでこのはみ出した1人が伊東与九郎であろうと 推定した根拠の一つであるが、それは小田原旧記と役帳の対比によってある程度可能である。小田 原旧記には「寄子衆」が寄親単位にまとめて記されているという便宜があるが、残念なことにその 部分の前半が失われている。しかしさいわいなことには、南条寄子の部分はそっくり残っており、 そこには6人の寄子の名が連記されている。これこそ役帳に「寄子六人給」と記されたものに相当 するはずである。そこでこの6人と役帳で検出された7人の寄子とを対比すれば、はみ出た1人が だれであるかを知るための一応の目途はつくと思う。念のため両者を対比させてみれば次のように なる。

旧記	役帳
	杉山彦五郎
松山三郎右衛門	
	伊東与九郎
幸田源左衛門	桑田源左衛門
近藤孫右衛門	近藤孫三郎
佐 野 藤 五 郎	佐野藤左衛門
	行谷藤五郎
渡辺八十郎	
久保孫兵衛	窪 総兵衛

上記のうち同姓異名のものは、おそらく世代の相違を示すものであろう。余談ながら、上記によって、寄親寄子関係は、一代限りのものと世襲的なものとがあることがわかり、本質的には、一代限りを原則とするが、世襲的な形態をとる場合(おそらく人間関係の経緯からであろう。)がかなり濃厚であったことを示している。ところで両史料を比較すると必ずしも対応しないものが3人いるが、そのうちの1人がはみ出すということになる。(もし、杉山と松山のいずれかが記載の誤りとすれば、範囲はさらにしぼれるが、後日の検討にまちたい。)そしていずれかといえば、その成立過程に南条氏の強力な背景の存在を推測させる林の伊東与九郎こそそれに比定するのが妥当と思うのである。

次にその林の状況はどうであったか。前述のようにここは「林御代官所内」と書かれているので あるが、この表現は、この地がもと御料所であったことを意味し、また、かつて存在したより広い 地域の御料所の一部であることを示している。沿革的にいえば、もとの御料所が、御料所と伊東与 九郎の領地とに2分されたことになる。

しかし、ことは単にそういった沿革的なことだけではない。もし沿革的なことだけならば、この 地はすでに「御代官所」(御料所)ではなく、したがって役帳の記載も単に「林」だけでよいはずで ある。しかしだからといってこの地は「御代官所」そのものでもない。もし「御代官所」そのもの なら、おそらく役帳の記載からはずれるだろうし(現に林のうち「御代官所内」を除いたいわば純す いの「御代官所」は役帳には記載されていない。)かりに記載されたとしても「御代官所」と記され るはずであってわざわざ「御代官所内」とことわるはずはない。おそらく,現実的には,もとから の代官的支配が尾をひき,領主的支配が完成されていない状態にあったのではあるまいか。いわば, この地における南条寄子の存在を公認しない北条氏と,既成事実を強力におし進めようとする南条 氏との妥協の産物が,このようなあいまいな表現となって現われたものと思うのである。広い意味 の北条氏の政策を考えた場合,こういった現実的政策は北条氏の最もとくいとするところであり, その例はすでにしばしばみられたところである⁽²³⁾。

林における「御代官所内」と「南条寄子」との関係を以上のように理解した場合, 公郷における 「御料所」に南条玄蕃が代官として送りこまれたとする推測もあながち不可能ではあるまい。 そし てここにもまた北条氏と南条氏との政策的妥協の姿勢がみられることによって, その推測をより肯 定的方向に傾斜せしめる。それは北条氏がこの御料所に対して「諸役等をハ可勤之者也」と指令し ている点である。本来の御料所ならばそれに諸役を負担せしめるということは理解しがたい。それ にもかかわらず, 現実には諸役を課しているのであって, これはこの地が, 御料所設定当初から領 主的支配の色彩が存していたことを示している。おそらく南条氏が南条玄蕃を送りこんだ目的自体 にすでにそういった事態を予想させる原因が存していたと思うのである。

さて,最後に,南条玄蕃と佐竹の年貢未進問題との関係であるが,事の性質を考えた場合には、 佐竹の土豪たる長嶋左京亮こそ叱責される立場にあると思われるのにそれがなく、むしろ事件収拾 の立場に立たせられているのはなぜか。また一般的に考えれば年貢未進そのものとは、より間接的 と思われる南条玄蕃が追放されたのはなぜか。こういった疑問が存する。しかし、以上みてきたと ころからもほぼ推察できるように, 代官たるべき南条玄蕃の領主的権能の発動(おそらく「御料所 | をこえて「佐竹足永島分」にまで越権行動がとられたものと思われる。)によって、たださえ反支配 者的傾向にあった佐竹の百姓を刺激し、ついに百姓の年貢未進、玄蕃追放要求となって現われたの ではあるまいか。このとき長嶋左京亮が沈黙をまもっているのは印象的であるが、この後間もなく、 事件収拾を委せられたのは、北条氏が長嶋氏の伝統的な勢力に期待し、一面には南条玄蕃の今後の 行動を制約した意味にとれるのである。ところで、百姓の玄蕃追放要求に対し、北条氏があっさり これを受け入れたということは、これによって百姓の真のねらい(年貢未進)をはずすとともに、 南条氏の私権的動向に対するいわばまき返しといった意味を含んでいたものと思われる。したがっ てこのようにして再起用された南条玄蕃が百姓に対してとった処置が不徹底となったことはやむを えないことといえよう。すなわち,本来ならば厳罰をもって臨んで然るべきと思われるにもかかわ らず、結果は全面的後退ともいうべき「赦免」であった。しかも、当然のことながらその赦免の理 由を求めるのに苦しみ, 「年来の好身を思召」すというはなはだ漠然とした 理由をもって こざるを えなかったのである。これには北条氏からの高次の指示が動いていたためであろうとは思うが,南 条氏の置かれた複雑な立場のあらわれともみられるのである。ともあれ北条氏はこれによって、現 地支配の南条氏と再び妥協し、年貢未進問題を解決に導こうとしているのであるが、このような不 徹底な処置をとらなければならなかった理由は,佐竹の百姓の根強い反抗もさることながら,せま りくる当面の大敵(秀吉の小田原進攻)に対処しなければならない立場におかれていたからにほか ならない。

終わりに小稿の立場について付言しておきたい。

佐竹文書には多くの問題が含まれており、それを全面的に解釈するのは大作業となることが予想 されたので、小稿ではとりあえず南条玄蕃にスポットを当ててその一部の解釈を試みてみた、とい うわけである。いわば佐竹文書を解釈するうえの一傍道にすぎないのであるが、こういったいくつ

(23) 岩崎氏前掲論文等

かの傍道を総合することによって,佐竹文書の全ぼうが明らかにされていくものと思っている。た だ,使用した史料については,前後の説明に,また全体の構造に矛盾しない範囲内においてのつも りではあるが,かなり独断的な推測を試みたことは事実である。この点については一つの問題提起 として受けとめていただきたいという虫のよい考えをもっており,この機会にさらに広い視野から のご教示をえられればさいわいである。なお,岩崎氏には,見解を異にするにもかかわらず,多く の示唆を与えられたことに対し深甚の謝意を表する。

1